

# 洞爺湖町宿泊税条例

令和7年9月12日

条例第20号

## (宿泊税)

第1条 町は、美しい景観と環境を保全し、豊富な資源を活用して地域の魅力を高めるとともに、持続可能な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

## (用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び洞爺湖町税条例（平成18年洞爺湖町条例第42号。以下「町税条例」という。）において使用する用語の例による。

- 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
  - (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
  - (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
  - (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
  - (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

## (納税義務者)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

## (課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては宿泊税を課さない。

- (1) 小学校義務教育課程以下の児童
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

く。)の幼児、児童、生徒及び学生で、当該学校が主催する修学旅行その他の学校行事に参加している者及びその引率者

(3) 次に掲げる施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加している満3歳以上の幼児の引率者

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条7項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法59条の2の規定による届出をした認可外保育施設

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 2万円未満の場合 200円
- (2) 2万円以上5万円未満の場合 500円
- (3) 5万円以上の場合 1,000円

(減免)

第6条 町長は天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、宿泊税を減免することができる。

(徴収の方法)

第7条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第8条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について、便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しな

ければならない。

(特別徴収義務者の申告等)

- 第9条 宿泊施設を営もうとする者は、経営開始の日の5日前まで(前条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者にあつては、当該指定を受けた日から10日以内)に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- (1) 特別徴収義務者の住所または事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
  - (2) 宿泊施設の所在地及び名称
  - (3) 客室数その他設備の概要
  - (4) 経営開始の予定年月日(申告書を提出した日において既に経営を開始している場合にあつては、経営開始年月日)
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があつたときは、遅滞なく、その旨を町長に申告しなければならない。
- 3 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を町長に届出なければならない。
- 5 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止した日から10日以内にその旨を町長に届出なければならない。

(納税管理人)

- 第10条 特別徴収義務者は、町内に住所、居所、事務所若しくは事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、町内に住所等を有する者(個人にあつては独立の生計を営む者に限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に町長に申告し、又は町外に住所等を有する者(個人にあつては独立の生計を営む者に限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、

これを定める必要が生じた日から10日以内に町長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動が生じた場合においても、また同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請して認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を町長に届出なければならない。

#### (申告納入)

- 第11条 特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の件数、宿泊税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書により納入しなければならない。

#### (不足金額等の納入手続)

- 第12条 特別徴収義務者は、法第733条の17、法第733条の18又は第733条の19の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書により納入しなければならない。

#### (徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

- 第13条 町長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税額の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税が納入されているときは、これに相当する額を還付し、その宿泊税額が納入されていない場合は、その納入の義務を免除することができる。
- 2 町長は、前項の規定により宿泊税に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付付すべき額をこれに充当することができる。
- 3 町長は、第1項の申請があった場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、当該申請のあった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第14条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、かつ、第11条の規定により納入申告書を提出した日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税の課税対象となる宿泊者数並びに宿泊税額
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該宿泊が行われた月の属する末日の翌日から起算して2年間保存しなければならない。

- (1) 宿泊の際に作成される売上伝票、その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第15条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により保存しなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則の定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって、当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われなるとき(当該関係書類の保存が行われている場合は除く。)は、特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第16条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により、関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則の定める場合には、当該関係帳簿又は関係書類（以下「関係帳簿書類」という。）の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(町税に関する法令の規定の適用)

第17条 第15条及び第16条の規定による規則に定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係帳簿書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する町税に関する法令の規定の適用については、当該関係帳簿書類に係る電磁記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿書類とみなす。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第18条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号の条例で指定する法定外目的税とする。

(洞爺湖町行政手続条例の適用除外)

第19条 宿泊税の賦課徴収に関する処分その他公権力の行使にあたる行為及び行政指導（洞爺湖町行政手続条例（平成18年洞爺湖町行政手続条例第16号）第2条7号に規定する行政指導をいう。）に係る同条例の規定の適

用については、町税条例の例による。

(賦課徴収)

第20条 宿泊税の賦課徴収については、地方税関係法令又はこの条例に定めるもののほか、町税条例の定めるところによる。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項の規定に違反して関係帳簿を備え付けず、関係帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は関係帳簿を隠匿した者
  - (2) 第14条第1項の規定に違反して関係帳簿を5年間保存しなかった者
  - (3) 第14条2項の規定により作成すべき関係書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は関係書類を隠匿した者
  - (4) 第14条第2項の規定に違反して、関係書類を2年間保存しなかった者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第23条 第10条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていない者が同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項から第7項までの規定は公布の日から施行する。

### (適用区分)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

### (賦課徴収の方法の特例)

- 3 北海道が町内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税（以下この条において「道宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書き第2号の規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

### (道宿泊税に係る督促等)

- 4 町長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

### (準備行為)

- 5 特別徴収義務者の指定、納税管理人に係る承認、その他宿泊税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

### (経過措置)

- 6 この条例の公布の日において、現に宿泊施設を経営している者又は同日から施行日の前日までの間において宿泊施設の経営を開始する者は、同日までに第9条第1項の規定の例により町長に申告しなければならない。

- 7 前項の規定により申告した者は、施行日までに当該申告した内容に異動があったときは、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

### (検討)

- 8 町長はこの条例の施行後5年ごとに、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。